

## No. 20 議場での拍手について

### 【提案趣旨】

議員による拍手は認められているが、傍聴者による拍手は認められていないため、拍手の可否を統一してはどうか。

### 【関連規定】

#### 傍聴規則第13条

傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) ～ (6) 略
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

#### 委員会傍聴規則第7条

傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) ～ (7) 略
- (8) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表さないこと。
- (9) 大声を出して騒ぎ立てないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、委員会室又は本会議場の秩序を乱し、若しくは議事の妨害となるものの持込その他の行為をしないこと。

#### 議会会議規則第143条

何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。